

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者	情報管理課	公文書管理G
	課長補佐	猪瀬

	部長	副部長	課長	課長補佐	主査係長	係員
供覧						
件名	令和2年第3回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日時	令和2年7月7日（火）午後3時5分から午後4時まで					
場所	龍ヶ崎市役所 5階 第3委員会室					
委員	周会長，有川委員，鴻巣委員，田島委員，戸澤委員，福田委員					
事務局	菊地総務部長，富塚課長，猪瀬課長補佐					
傍聴人	なし					
欠席者	伊藤委員					
議題	議事 (1)情報公開制度，個人情報保護制度及び会議公開制度の概要並びに龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項等について					
〈会議録〉						
1 開会						
2 会長の互選・副会長の指名 会 長：互選により周委員に決定 副会長：会長の指名により有川委員に決定						
3 会長あいさつ						
4 議事録署名人選任 有川副会長，鴻巣委員に決定						
5 議事 (1) 情報公開制度，個人情報保護制度及び会議公開制度の概要並びに龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項等について						
事務局	(資料に基づき説明)					
議長(会長)	ご質問ご意見等ございますでしょうか。					
福田委員	私をはじめ，これら情報公開等の請求を行うという知識を持ち合わせていない市民が多いと思いますが，請求する方は勉強されているのでしょうか。行政の皆さんは，各法令に従って請求等に対応されているので，非常に勉強されているのかなと感じました。					
議長(会長)	行政職員は専門家としてよく勉強されていると思います。 委員の皆様におかれましては，お配りした参考資料の1にそれぞれの条例が載っていますのでお時間のある時にお読みいただければと思います。初めての方につきましては，条文を読んだだけではわからないこともあるかもしれませんが，今後の					

	<p>会議において気軽にご質問をいただければと思います。 他にご質問ご意見等ございますでしょうか。</p>		
鴻巣委員	<p>情報公開請求する方は特に知識のある方というような話が出たと思いますが、経験上、情報公開請求をたくさんしていた方がいらっしゃいましたが決してそういう方ではなかったと記憶しています。 条例の説明など、事務局職員が丁寧に教えるべくよく勉強されており、市民であればだれでも情報公開請求できる道を開いているのではと思っています。</p>		
議長(会長)	<p>他にご質問ご意見等ございますでしょうか。</p>		
福田委員	<p>資料を見ると、請求に対して30日以内に答えを出すことになっているとありましたがそうなのですか。</p>		
事務局	<p>龍ヶ崎市の条例では14日以内に決定することになっています。ただ、やむを得ない場合には30日を限度に延長することができます。</p>		
福田委員	<p>忙しくて30日以内に決定できなかった場合にペナルティなどはありますか。</p>		
事務局	<p>ペナルティはありません。これまできちんと運用できております。もし14日以内に間に合わないときには、手続きを踏まえた上で延長を行っています。</p>		
<p>(2) その他 次回の会議開催日9月29日(火)で決定</p>			
	<p>令和2年7月7日に行われた会議の内容については、上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 会議録署名人 _____</p>		
情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 非公開(一部非公開を含む) とする理由	龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例 第5条 号該当
<p>公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)</p>			